

表 立法提案および議論すべきテーマ

＜立法提案＞	
1	著作権者に対し、新たに技術的中立性を有する独占通信権を付与し、いかなる電子的な送信方式でも保護されるようにすること
2	1の独占通信権の導入に対応し、関連する侵害行為に対する刑事制裁を定めること
3	デジタル化に対応し、民事訴訟において法廷が追加侵害賠償額を決定する際の考慮要素に以下a.およびb.を追加すること a. 侵害の通知を受けた後の侵害者による不合理な行動 b. 侵害物が、侵害行為によって広範囲に流通される可能性
4	オンラインサービスプロバイダー（以下、OSP）が、そのユーザーの著作権侵害行為において、侵害の通知を受けた後、合理的な措置を講じ、侵害行為の制限を行うなど特定の条件を満たす場合、負うべき法的責任を制限するセーフハーバー条項を設けること（注1）
5	著作権侵害の例外として、以下a.～c.を追加すること a. パロディ、風刺、コミックやグロテスクな効果を出すべく、特徴が誇張された人物の描写、別の作品の模倣 b. 時事問題に対するコメント c. （特定の目的のための必要最小限の範囲内の）著作物の引用 また、主にオンライン学習時など教育の場面で著作権作品に触れる際や、図書館、文書保存庫、博物館などにおける日常業務や作品の保存作業の効率化につながる場合、個人・家庭用に、音声ファイルの媒体やフォーマットを転換する場合などにも、著作権の免除条項の範囲を広げること
＜議論すべきテーマ＞	
1	すべての著作権侵害の例外を（現行と同じく）法律条文にて列挙すべきか
2	著作権所有者と使用者との間で締結した契約条項と法律で定められた著作権侵害の例外との間に矛盾が生じた時、契約条項を優先するアプローチを禁止すべきか
3	違法ストリーミングデバイスを規制する特定の条項を設けるべきか
4	司法によるサイト・ブロックングに関するメカニズムを設けるべきか この他、今後の検討が必要な新たな議題として、著作権保護期間（注2）の延長や、テキスト・データ・マイニング（注3）における著作権の例外規定、人工知能（AI）が創作した著作権の扱いについて挙げられている

（注1）セーフハーバー条項は2011年の改正案（草案）に盛り込まれていたもの。OSPが侵害通知を受けた後、実務ガイドラインである「実務守則」（草案）（2012年3月公表）と組み合わせて相乗効果を発揮する旨、本コンサルテーション・ペーパーで記載されている。

（注2）現行法では著作者の死後50年。国際ルールでは著作者の死後最低50年と定められており、オーストラリア、日本、シンガポール、韓国、英国、米国などでは著作者の死後70年に延長する事例がみられる。

（注3）自動化技術を用い、テキストやデータ、その他のコンテンツを分析することで有益な情報を得ること。

（出所）商務・経済発展局が発表したコンサルテーションペーパーに基づきジェトロ作成